

国立大学法人岩手大学情報公開・個人情報保護委員会規則

平成17年4月26日 制定
令和5年9月28日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条及び岩手大学個人情報管理規則第7条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、本学における情報公開及び個人情報保護の円滑な実施を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 情報公開及び個人情報保護に係る規則の制定及び改廃に関すること。
- 二 情報公開及び個人情報保護の実施体制に関すること。
- 三 法人文書及び保有個人情報の開示・不開示に関すること。
- 四 保有個人情報の訂正及び利用停止の判断に関すること。
- 五 情報公開及び保有個人情報に係る異議申立て及び訴訟に関すること。
- 六 その他情報公開及び個人情報保護に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 情報公開及び個人情報保護を担当する理事
- 二 各学部の副学部長 各1名
- 三 法人運営部長
- 四 その他本学の職員で委員会が必要と認めた者
- 五 その他学長が必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第2号の委員の任期は、当該者の副学部長としての任期の末日までとし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第9条 委員会に、情報公開又は個人情報保護に関する具体的対応等を検討するため、必要に応じて情報公開又は個人情報保護に関する作業部会を編成し、対応させるものとする。

2 前項の作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年7月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。